

給与計算、きちんと変更できていますか？

所得税の基礎控除変更や通勤費の非課税限度額の引き上げなど、昨年からの給与まわりの改正が続いています。4月から社会保険料にも変更が入るため、今回は給与計算について再確認しましょう。

給与計算、改正に注意!

給与計算が
大変で...
どうしたの?

源泉徴収税額表の変更
・食事の現物支給の非課税
限度額引き上げなど
注意する事項が
いっぱい!

子ども子育て支援
制度の創設!
4月分保険料の
計算からこの部分
にも注意ですね

給与計算ソフトの
アップデートを
忘れずにね!
ハイ!

岩田 まり子
Mariko Iwata
大阪シティ信用金庫提携の(株)ライオン橋
パートナーズ代表取締役。大阪商工会議所
セミナー講師などを務める。



源泉徴収税額表の変更

令和8年1月1日以降に支払うべき給与について使用する源泉徴収税額表の内容が変更されています。これは令和7年に新設された特定親族特別控除などの影響があります。

源泉徴収税額表を利用して計算している企業等の方は必ずこの令和8年分を利用するようにしましょう。



マイカー・自転車通勤者の通勤手当の非課税限度額引き上げ

令和7年11月にマイカー・自転車通勤者の非課税限度額が引き上げされました(令和7年4月1日からさかのぼっての改正)。

該当者がある企業等では、すでに引き上げ後の金額で実施されているかと思いますが、見直しをしましょう(図1)。



またこれは余談となりますが、令和8年4月1日から自転車の交通違反についても罰金が科せられます。自転車通勤者がいる企業等の方はこの交通ルールについても周知することが望ましいでしょう。

(図1)改正後の非課税限度額
改正後の1カ月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区分	課税されない金額		
	改正後 (令和7年4月1日以降適用)	改正前	
①交通機関または有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1カ月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同左	
②自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55km 以上である場合	38,700円	31,600円
	通勤距離が片道 45km 以上 55km 未満である場合	32,300円	28,000円
	通勤距離が片道 35km 以上 45km 未満である場合	25,900円	24,400円
	通勤距離が片道 25km 以上 35km 未満である場合	19,700円	18,700円
	通勤距離が片道 15km 以上 25km 未満である場合	13,500円	12,900円
	通勤距離が片道 10km 以上 15km 未満である場合	7,300円	7,100円
	通勤距離が片道 2km 以上 10km 未満である場合	4,200円	同左
③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1カ月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同左	
④交通機関または有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1カ月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	同左	

- 次の2つの要件を満たすと所得税上の非課税とされています。
- ①当該役員または使用人から実際に徴収している額が当該食事の価額の50%相当額以上であること
 - ②当該食事の価額からその実際に徴収している対価の額を控除した残額が月額3500円以下であること

令和8年度税制改正の大綱において②の3500円を7500円に引き上げることとされました。

したがって令和8年4月1日以降に支給する食事について、非課税限度額が引き上げられる予定です。また深夜勤務の夜食に関しても同じく引き上げられる予定です。

食事の現物支給をしている企業等の方は4月1日以降の食事から見直しをする必要がある可能性があり、

健康保険料の料率変更

これは例年どおりなのですが、3月分保険料(通常であれば4月支給給与と分)から健康保険料の料率が変わります。

こちらは子ども子育て支援制度の導入時期より1カ月早いこ

とに留意しませう。



食事の現物支給にかかる所得税の非課税限度額の引き上げ

役員または使用人が使用者から食事の現物支給を受ける場合、



子ども・子育て支援金制度の導入
令和8年4月分保険料(通常であれば5月支給給与と分)から子ども・子育て支援金の保険料を追加して徴収する必要があります。この保険料率は0.23%で、被保険者(従業員等)と企業で折半して負担します。給与だけでなく賞与にもかかります。

支援金徴収の流れ



こども家庭庁ホームページを基に作成

留意しましょう。

給与ソフトのアップデートを忘れずに!

今年は所得税や社会保険料などの変更箇所が多いため、給与計算ソフトを利用している企業等の方はアップデートを行うようにしましょう。

バージョンの古いものを利用していたり、Excelなどを使って計算している企業等の方は留意する箇所が多いので気を付けるようにしましょう。

マイカー通勤費等や現物支給の食事などはソフトではなく、社内規定の見直しの部分にあたりますので、必要に応じて見直しをしましょう。



不明事項等がある場合は、顧問の社会保険労務士や税理士などにお尋ねのうえ、正しい給与計算を心掛けましょう。